

西宮市運動施設
指定管理者募集要項
【公募】

令和4年（2022年）7月
西宮市 産業文化局 文化スポーツ部
スポーツ推進課

運動施設指定管理者 募集要項

西宮市では、西宮市運動施設（以下「運動施設」という。）において、施設管理業務を効率的・効果的に行うため、次のとおり指定管理者を募集します。

1. 施設

(1) 施設一覧

応募区分	館等名称	施設概要	所在地
1	西宮市立今津体育館	・体育館[P]	〒663-8224 今津真砂町1番4号 TEL 0798-48-4828
	西宮市立鳴尾体育館	・体育館[P]	〒663-8135 上田西町4番43号 TEL 0798-46-1333
	西宮市立甲武体育館	・体育館[P]	〒663-8003 上大市5丁目15番25号 TEL 0798-52-5293
2	西宮市立浜甲子園体育館	・体育館 ・多目的グラウンド2面 ・テニスコート13面 ・野球場3面 ・駐車場（有料）	〒663-8143 枝川町20番15号 （浜甲子園運動公園内） TEL 0798-43-8787
3	西宮市立鳴尾浜臨海野球場 ・テニスコート	・野球場 ・テニスコート6面 ・駐車場（有料）	〒663-8142 鳴尾浜1丁目5番地2 （鳴尾浜臨海公園内） TEL 0798-43-0200
	西宮市立津門野球場	・野球場[P]	〒663-8234 津門住江町3番 （津門中央公園内） TEL 0798-33-3056
	西宮市立能登運動場	・運動場 ・管理棟（会議室）[P]	〒662-0838 能登町14番26号 TEL 0798-74-3472
	西宮市立甲子園浜野球場	・野球場 ・駐車場（有料）	〒663-8155 甲子園浜2丁目7番地 TEL 0798-49-8989
4	西宮市立流通東体育館	・体育館[P] ・野球場 ・テニスコート4面[P] ・山口町船坂多目的グラウンド[P]	〒651-1431 山口町阪神流通センター 1丁目5番地1（流通東公園内） TEL 078-903-3801
	西宮市立塩瀬体育館	・体育館[P] ・テニスコート4面[P] ・高座山野球場[P]	〒669-1133 東山台5丁目10番地1 （塩瀬中央公園内） TEL 0797-62-2565

(注) [P]=敷地内に駐車場(無料)あり

(2) 設置目的

あらゆる世代の市民が、快適で安全に生涯にわたって身近にスポーツに親しめる場として、市民の心身の健全な発達を促進しながら本市のスポーツ及びレクリエーションの推進を図ることを目的とします。

(3) 施設詳細

区分	館名	詳細
1	今津体育館	<p>竣工 昭和 58 年 3 月 30 日 総工費 378,349 千円 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 敷地面積 3,000 ㎡ 建物面積 延べ 1,998 ㎡ (1 階 1,439 ㎡・2 階 446 ㎡・自転車置場 113 ㎡) 施設概要 体育室 677 ㎡ (東西 29.45m×南北 23m)、小体育室 276 ㎡、 軽スポーツ室兼集会室 264 ㎡、会議室 48 ㎡、更衣室・シャワー室 (男女各 1 室) 利用概要 バスケットボール 1 面、バドミントン 3 面、クォーターテニス 3 面、 バレーボール 2 面、家庭バレーボール 3 面、卓球台 16 台、各種武道、体操 ほか</p>
	鳴尾体育館	<p>竣工 昭和 60 年 3 月 30 日 総工費 370,938 千円 構造 鉄筋コンクリート造 3 階建 敷地面積 1,602 ㎡ 建物面積 延べ 2,136 ㎡ (1 階 856 ㎡・2 階 924 ㎡・3 階 356 ㎡・走路長さ 110m) 施設概要 体育室 803 ㎡ (東西 29.63m×南北 27.1m)、軽スポーツ室兼集会室 125 ㎡、 会議室 54 ㎡、更衣室・シャワー室 (男女各 1 室) 利用概要 バスケットボール 1 面、バドミントン 3 面、クォーターテニス 3 面、 バレーボール (家庭バレーボール) 2 面、卓球台 15 台、各種武道、体操 ほか</p>
	甲武体育館	<p>竣工 昭和 62 年 3 月 30 日 総工費 367,888 千円 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 敷地面積 3,516 ㎡ 建物面積 延べ 1,817 ㎡ (1 階 1,343 ㎡・2 階 474 ㎡) 施設概要 体育室 763 ㎡ (東西 30.5m×南北 25m)、軽スポーツ室①89 ㎡、 軽スポーツ室②144 ㎡、会議室 53 ㎡、更衣室・シャワー室 (男女各 1 室) 利用概要 バスケットボール 1 面、バドミントン 4 面、クォーターテニス 3 面、バレーボール (家庭バレーボール) 2 面、フットサル 1 面、卓球台 15 台、各種武道、体操 ほか</p>
2	浜甲子園体育館	<p>公園設置 昭和 44 年 4 月 1 日 [平成 13 年に国 (厚生年金) から市へ移管]</p> <p>【体育館】 建築 昭和 61 年 4 月 1 日 構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 施設概要 1,478.7 ㎡、会議室①36 ㎡、会議室②38 ㎡、更衣室・シャワー室 (男女各 1 室)、 観覧席 192 人 利用概要 バスケットボール練習 2 面、バドミントン 4 面、クォーターテニス 4 面、 バレーボール 2 面、室内テニス 2 面、卓球台 16 台 ほか</p> <p>【野球場】 施設概要 野球場 A 5,951 ㎡、両翼 66m 中堅 72m、スタンド約 100 人収容 野球場 B 5,951 ㎡、両翼 66m 中堅 72m、スタンド約 100 人収容 野球場 C 7,308 ㎡、両翼 78m 中堅 84m、スタンド約 100 人収容 利用概要 軟式野球、ソフトボール、硬式野球 (練習のみ)</p> <p>【テニスコート】 施設概要 9,136 ㎡、砂入り人工芝コート 13 面、夜間照明施設</p> <p>【多目的グラウンド】 施設概要 多目的グラウンド A 8,254 ㎡、多目的グラウンド B 5,678 ㎡ 利用概要 サッカー (ミニ) 各 1 面、ラグビー各 1 面、ラクロス各 1 面、 軟式野球 (ソフトボール) 各 1 面、グラウンド・ゴルフ各 1 面、 ペタンク各 1 面、ゲートボール各 1 面 ほか</p>

区分	館名	詳細
3	鳴尾浜臨海野球場・テニスコート	<p>【野球場】</p> <p>竣 工 昭和 55 年 5 月</p> <p>施設概要 14,650 m²、両翼 91m 中堅 120m、ダッグアウト、本部席、更衣室・シャワー室（男女各 1 室）、夜間照明施設、スタンド約 500 人（ベンチタイプ）</p> <p>利用概要 軟式野球、硬式野球</p> <p>【テニスコート】</p> <p>竣 工 昭和 55 年 12 月</p> <p>施設概要 4,000 m²、砂入り人工芝コート 6 面※2 面のみ夜間照明施設</p>
	津門野球場	<p>設 置 平成 8 年 7 月 1 日</p> <p>施設概要 野球場 15,000 m²、両翼 91m 中堅 112m、ダッグアウト、本部席、更衣室（1 室）、スタンド約 400 人（ベンチタイプ）</p> <p>利用概要 軟式野球、硬式野球</p>
	能登運動場	<p>設 置 平成 6 年 1 月 17 日（平成 27 年度 屋根・外壁改修）</p> <p>総 工 費 34,500 千円</p> <p>建物面積 管理棟 239 m²</p> <p>施設概要 運動場 5,500 m²（防球フェンス（高さ 12m×延長 211m、高さ 5.5m×延長 92m）、会議室 88 m²、更衣室（2 室）</p> <p>利用概要 少年サッカー1 面、サッカー練習（大人）、少年ラグビー1 面、女子ソフトボール 1 面、グラウンド・ゴルフ 2 面、ラクロス 1 面、ゲートボール 2 面ほか</p>
4	甲子園浜野球場	<p>設 置 平成 10 年 9 月 1 日</p> <p>総 工 費 約 480,000 千円</p> <p>敷地面積 26,374 m²</p> <p>施設概要 両翼 91m、中堅 116m、スタンド約 200 人（ベンチタイプ）、管理棟 97 m²、更衣室・シャワー室（男女各 1 室）、夜間照明施設照明塔 4 基</p> <p>利用概要 軟式野球・ソフトボール、硬式野球（練習のみ）</p>
	流通東体育館	<p>公園設置 昭和 55 年 3 月 31 日 [平成 2 年に県から市へ移管]</p> <p>【体育館】 所在地：山口町阪神流通センター1 丁目 5 番地 1</p> <p>建 築 昭和 56 年 3 月 25 日</p> <p>構 造 鉄筋コンクリート造平屋建</p> <p>施設概要 806 m²、会議室 46 m²、更衣室・シャワー室（男女各 1 室）</p> <p>利用概要 バスケットボール 1 面、バドミントン 3 面、クォーターテニス 3 面、バレーボール 2 面、卓球台 15 台 ほか</p> <p>【野球場】 所在地：山口町阪神流通センター1 丁目 8 番地</p> <p>施設概要 9,690 m²、両翼 76m 中堅 86m、ダッグアウト、本部席、更衣室・シャワー室（男女各 1 室）、スタンド 102 席</p> <p>利用概要 軟式野球、ソフトボール、硬式野球（練習のみ）</p> <p>【テニスコート】 所在地：山口町阪神流通センター3 丁目 1 番地 1</p> <p>施設概要 2,400 m²、砂入り人工芝コート 4 面 ※2 面のみ夜間照明設備あり</p> <p>【山口町船坂多目的グラウンド】所在地：山口町船坂 1958-11（地番表示）／1958-1 付近（住居表示）</p> <p>施設概要 多目的グラウンド A 約 10,750 m²、多目的グラウンド B 約 6,760 m²</p> <p>利用概要 サッカー、軟式野球、ソフトボール、硬式野球（練習のみ）、ラグビー、グラウンドゴルフ、ラクロス、ゲートボール ほか</p>

区分	館名	詳細
4	塩瀬体育館	<p>【体育館】東山台5丁目10番1号 竣工 平成13年10月1日 総工費 574,552千円 構造 鉄筋コンクリート造2階建 敷地面積 4,977㎡ 建物面積 延べ1,858㎡(1階1,330㎡、2階528㎡) 施設概要 体育室750㎡(東西30m×南北25m)、軽スポーツ室139㎡、 会議室①40.28㎡、会議室②49.36㎡、更衣室・シャワー室(男女各1室) 利用概要 バスケットボール1面、バドミントン3面、クォーターテニス3面、 バレーボール(家庭バレーボール)2面、フットサル1面、卓球台15台、 各種武道、体操 ほか</p> <p>【高座山野球場】塩瀬町名塩高座4441番地 設置 平成4年4月1日 施設概要 野球場9,000㎡、両翼90m 中堅95m、夜間照明設備、ダッグアウト 利用概要 軟式野球、ソフトボール、硬式野球(練習のみ)</p> <p>【テニスコート】東山台5丁目1番地 設置 平成7年11月10日 施設概要 5,000㎡、砂入り人工芝テニスコート4面、 更衣室・シャワー室(男女各1室)、夜間照明施設</p>

(4) その他指定管理対象施設

指定管理施設対象は(3)の体育館等スポーツ(運動)施設のほかに、以下の駐車場とします。

区分	料金	館・駐車場名称	所在地	駐車台数
1	無料	今津体育館駐車場	今津真砂町1-4	10台
		鳴尾体育館駐車場	上田西町4-43	10台
		甲武体育館駐車場	上大市5-13	24台
2	有料	浜甲子園体育館第1駐車場(東)	枝川町20	108台
		浜甲子園体育館第2駐車場(西)	枝川町20	155台
3	無料	津門野球場駐車場	津門住江町3	47台
		能登運動場駐車場	能登町14-26	19台
	有料	鳴尾浜臨海野球場・テニスコート駐車場	鳴尾浜1丁目5-2	56台
		甲子園浜野球場駐車場	甲子園浜2丁目7	50台
4	無料	流通東体育館駐車場	山口町阪神流通センター1丁目	28台
		流通東テニスコート駐車場	山口町阪神流通センター3丁目	9台
		山口町船坂多目的グラウンド駐車場	山口町船坂1958	35台
		塩瀬体育館駐車場(公園北)	東山台5丁目10-1	145台
		塩瀬テニスコート駐車場(公園東)	東山台5丁目	80台
		高座山野球場駐車場	名塩高座	16台

※区分1及び3の無料駐車場については、指定管理期間中に有料に変更した場合は、管理方法などについて別途協議する。(ただし、現時点では未計画であり、実施時期・内容とも未定)

(5) 料金・開設時間(利用可能時間) 一覧

(単位:円)

令和4(2022)年4月現在

館名・室名	半面	施設使用料(2時間)		冷暖房 (1時間)	夜間照明 (15分)	ご利用可能時間 [注]屋外施設では時期により変更の場合あり	
		平日	土・日・祝				
中央体育館	体育室	可	12,400	15,500	1,240	—	9-21時
	会議室	—	900	900	—	—	9-21時
	球技場	可	3,000	3,600	—	—	9-19時
	トラップ	可	3,000	3,600	—	—	9-19時
	多目的グラウンド	—	6,400	8,000	—	1,300	9-21時
	テニスコート	—	2,400	3,000	—	110	9-21時
武道場	格技場	可	4,200	5,200	—	—	9-21時
	柔道場・剣道場	—	1,800	2,200	—	—	9-21時
中央体育館分館	体育室	可	3,600	4,200	—	—	9-21時
	運動場	—	1,200	1,500	—	—	9-11時
	野球場	—	1,200	1,500	—	—	土日祝のみ9-13時
今津体育館	体育室	可	4,900	6,100	—	—	9-21時
	軽スポ室	可	2,600	3,200	—	—	9-21時
	小体育室	可	2,600	3,200	—	—	9-21時
	会議室	—	600	600	—	—	9-21時
鳴尾体育館	体育室	可	5,800	7,200	—	—	9-21時
	軽スポ室	—	1,200	1,500	—	—	9-21時
	会議室	—	600	600	—	—	9-21時
甲武体育館	体育室	可	5,500	6,800	—	—	9-21時
	軽スポ室1	—	800	1,000	—	—	9-21時
	軽スポ室2	—	1,400	1,700	—	—	9-21時
	会議室	—	600	600	—	—	9-21時
北夙川体育館	体育室	可	5,400	6,700	—	—	9-21時
	軽スポ室	—	1,600	2,000	—	—	9-21時
	会議室	—	700	700	—	—	9-21時
樋之池テニスコート		—	2,400	3,000	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
■樋之池プール		—	3歳~小学生250円・中学生以上500円		—	—	通常オープン期間 7・8月:10-18時
塩瀬体育館	体育室	可	4,300	5,300	—	—	9-21時
	軽スポ室	—	1,200	1,500	—	—	9-21時
	会議室1	—	400	400	—	—	9-21時
	会議室2	—	600	600	—	—	9-21時
	テニスコート	—	2,400	3,000	—	110	12-2月:9-17時/左記以外:9-21時
高座山野球場		—	3,200	8,000	—	1,300	12-2月:9-17時/左記以外:9-21時
浜甲子園体育館	体育室	可	10,000	12,500	1,000	—	9-21時
	会議室1・2	—	400	500	—	—	9-21時
野球場	(A面)又は(B面)	—	5,700	7,100	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
	(C面)	—	6,400	8,000	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
多目的グラウンド	(A面)	—	4,400	5,500	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
	(B面)	—	3,100	3,800	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
	テニスコート	—	2,400	3,000	—	110	9-21時
流通東体育館	体育室	可	4,000	5,000	—	—	9-21時
	会議室	—	600	600	—	—	9-21時
	野球場	—	3,200	8,000	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
	テニスコート	—	1,200	3,000	—	110	12-2月:9-17時/左記以外:9-21時
山口町船坂多目的グラウンドA		—	1,600	4,600	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
多目的グラウンドB		—	1,000	2,800	—	—	6-8月:9-19時/左記以外:9-17時
松原体育館	体育室	可	5,000	6,200	—	—	8-22時
	多目的室1	—	1,200	1,500	—	—	8-22時
	■多目的室2	—	900	1,100	—	—	8-22時
	会議室(和室)	—	600	600	—	—	8-22時
鳴尾浜臨海野球場		—	6,400	8,000	—	1,300	土日祝:7-21時/平日:9-21時
テニスコート		—	2,400	3,000	—	110	土日祝:7-21時/平日:9-21時
津門野球場		—	6,400	8,000	—	—	7・8月:8-18時/左記以外:9-17時
甲子園浜野球場		—	6,400	8,000	—	1,300	土日祝:7-21時/平日:9-21時
能登運動場	運動場	可	1,700	2,100	—	—	9-19時
	会議室	可	900	900	—	—	9-21時

- のついた施設は、「スポーツネットにのみや」の予約対象外です。松原体育館多目的室2(トレーニング室)は、原則団体貸出はしていません。
- 施設使用料は西宮市民以外の方は倍額となります。(プール、松原体育館多目的室2のトレーニング器具を使用した場合の個人使用料を除く)
- 上記施設使用料はスポーツ・レクリエーション目的での全面使用時(テニスコートは1面)の料金です。半面使用時はその半額となります。
- 個人使用料金(体育館、陸上競技場、能登運動場会議室、鳴尾・松原体育館走路)は、2時間あたり一般:200円、児童・生徒等100円となります。なお、松原体育館多目的室2(トレーニング器具を使用した場合(走路利用含む)に限る)は、1回あたり一般:200円、児童・生徒等100円です。
- 卓球台・放送器具などの貸出用器具をご使用の際は、器具使用料が別途かかります。
- スポーツ・レクリエーション目的以外、入場料を徴収する場合や営利目的でのご使用の際は、別料金となります。
- 営業時間の最新情報はHPをご覧ください。

2. 管理の基準

施設の管理運営にあたっては、次の関係法令等の規定に基づく必要があります。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (3) 西宮市運動施設条例（昭和 40 年西宮市条例第 21 号）及び同条例施行規則（平成 26 年西宮市規則第 1 号）
- (4) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- (5) 西宮市都市公園条例（昭和 32 年西宮市条例第 17 号）及び同条例施行規則（昭和 40 年西宮市規則第 30 号）
- (6) その他管理運営に適用される法令等

※特に、労働法令の遵守や雇用・労働条件について適切に対応すること。

3. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 業務範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。

なお、指定管理者は、これらの業務を行うにあたって、その一部を第三者に業務委託することはできますが、これらの業務を一括して第三者に委託することはできません。

また、指定管理者は施設の使用許可に関する権限及び使用料設定等に関する権限はありませんが、許可申請書の受理及び交付等に関する事務については、指定管理者の行う業務の範囲に含まれます。

ア 施設維持管理業務

イ 施設運営業務

ウ 運動施設条例に基づく使用許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する業務

エ 運動施設条例に基づく使用料の徴収、減免及び還付に関する業務

オ 運動施設条例に基づく使用の制限に関する業務

カ 運動施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

キ 災害時における避難所等の開設及び運営に関する事項

ク その他、モニタリングに係る利用者アンケートに関する業務等施設の設置目的を達成するため市長が必要と認める業務

(2) その他の留意事項

ア 業務内容の詳細は、別紙「西宮市運動施設指定管理者業務仕様書」に記載しています。なお、選定後、双方協議の上、内容の修正を行う場合があります。

イ 指定管理者が自主事業を行おうとする場合は、その内容・使用施設等について西宮市との協議が必要です。なお、使用料等は原則有料とし、本要項「1. 施設（2）設置目的」の趣旨に沿った内容で提案・実施してください。

ウ 現在実施されている自主事業については、可能な限りにおいて、新指定管理者は引き継ぐこととします。なお、経費等をのぞいた利益は指定管理者の収入としますが、可能な範囲で当該施設の利便性等が向上する施策に充当してください。【詳細は「西宮市運動施設指定管理者業務特記仕様書」参照】

エ 市が指定するスポーツ教室等各種事業で施設を使用することがあるため、詳細については別途協議とします。

オ 各運動施設において、目的外使用として自動販売機の設置を認めます。この場合、行政財産目的外使用料（敷地代）・光熱水費負担金（電気使用料）・自動販売機取扱料を市にお支払いいただきます。各設置場所は既存の設置場所を基本として、協議に応じます。

なお、経費等をのぞいた利益は指定管理者の収入としますが、可能な範囲で当該施設の利便性等が向上する施策に充当してください。【詳細は「西宮市運動施設指定管理者業務特記仕様書」参照】

カ 指定管理者が、施設の補修・修繕・工事を行う場合は、西宮市への報告が必要です。なお、1件あたり税込50万円以上の場合、市と協議することとします。

キ 各館等の施設・設備・備品等に係る補修・修繕・工事費の年間上限額は下表のとおりとします。なお、年度協定により下表を参考に修繕費等総額を定め、その額に指定管理者が負担した修繕費が満たない場合は差額を返還しなければなりません。また、双方協議の上で当該金額を増減することができるものとします。

(単位：円)

応募区分	館等名称	税抜金額(年間)	税込金額(年間)	税込合計(5年間)
1	今津体育館	2,500,000	2,750,000	13,750,000
	鳴尾体育館	2,500,000	2,750,000	13,750,000
	甲武体育館	2,500,000	2,750,000	13,750,000
	1 小計	7,500,000	8,250,000	41,250,000
2	浜甲子園体育館	9,000,000	9,900,000	49,500,000
3	鳴尾浜臨海野球場・ テニスコート	2,000,000	2,200,000	11,000,000
	津門野球場	1,000,000	1,100,000	5,500,000
	能登運動場	1,000,000	1,100,000	5,500,000
	甲子園浜野球場	1,000,000	1,100,000	5,500,000
	3 小計	5,000,000	5,500,000	27,500,000
4	流通東体育館	3,500,000	3,850,000	19,250,000
	塩瀬体育館	4,500,000	4,950,000	24,750,000
	4 小計	8,000,000	8,800,000	44,000,000

※消費税は10%として計算しています。期間中に税率の改定があった場合は別途協議とします。

- ク 選挙の際には、甲武体育館・今津体育館・能登運動場管理棟は、投票所となります。
- ケ 今津体育館・鳴尾体育館・甲武体育館・浜甲子園体育館・能登運動場・塩瀬体育館は、災害時の指定避難所に指定されています。さらに、流通東体育館も避難所となることがあります。また、鳴尾体育館は、津波避難ビルに指定されています。そのほかに、地域防災拠点として、南部地域では津門中央公園、北部地域では塩瀬中央公園・流通東公園があります。
- いずれにおいても、災害の発生などに伴う避難所の開設及び運営に協力してください。
- コ 各運動施設において、工事や感染症対策による施設の使用制限などにより長期間（おおむね1ヵ月超）の休館を伴い、不要な業務が発生し指定管理料が減額できる場合は、年度協定額の変更や指定管理料の一部返還について別途協議することとします。
- サ 業務の履行に際して入手した個人情報や適切に管理を行うとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。指定期間満了後も同様とします。
- シ 業務に関して保有する情報（文書）は情報公開請求の対象となります。
- ス 指定管理者が第三者に業務の一部を行わせる場合、市への報告又は市の承認が必要となります。なお、第三者に委託する場合は、指定管理者は当該第三者から「暴力団排除に関する誓約書」を徴取し保管するものとします。
- セ 維持管理業務の再委託や修繕業務の実施にあたっては、公正性及び金額の妥当性が確保され、適正な履行が見込まれる場合は、市内業者を優先的に選定してください。ただし、市内業者では実施できない維持管理業務を除きます。
- ソ 西宮市は、令和5年度中に施設予約システム（スポーツネットにしのみや）の更新を予定しています。更新に伴い、貸館業務における運用が変更となる場合がありますが、柔軟に対応してください。

4. リスクの分担

以下の表のとおりとします。

【役割分担】 ※原則として、◎は主として担当にあたること、○は補完的な役割をすることを意味します。

項目	内容	指定管理者	西宮市
維持管理	施設管理、植物管理、清掃、安全管理、補修・修繕、通信運搬費等の支出 等	◎	
運営管理	企画調整、利用指導、案内、防犯対策、苦情対応、料金徴収、許可書の交付等、利用促進活動 等	◎	
物品管理	施設及び倉庫内等の物品 等	◎	
災害時対応	待機連絡体制確保、避難所開設、初期対応、被害調査・報告、応急措置	◎	○ (物資搬入・指示等)
災害復旧	本格復旧		◎
法的管理	占用許可		◎
整備・改修	施設の基幹にかかるもの		◎
その他	管理の瑕疵をのぞく		◎

【危険負担】 ※原則として、◎は主として負担を負うもの、○は補完的に負担を負うものを意味します。

種 類	内 容	指定管理者	西宮市
運営経費上昇	通常予測できない物価変動、金利変動による人件費、物品費等 価格変動		◎
	上記以外の経費の上昇	◎	
周辺地域住民及び施設	地域との協調	◎	○
法令（税制度）の変更	施設管理、運営に及ぼす法令（税制度を含む）変更（注1）		◎
	指定管理者に影響を及ぼす法令（税制度を含む）変更（注1）	◎	
利用者への対応	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	◎	
	上記以外の場合		◎
施設・設備の損傷	事故・火災等指定管理者の責に帰すべき事由による場合	◎	
	経年劣化等によるもののうち、修繕費年間上限額以下のもの ただし、修繕費年間上限額を超えるものであっても、協議の上、 指定管理者が行うとしたもの	◎	
	経年劣化等によるもののうち、修繕費年間上限額を超えるもの ただし、修繕費年間上限額以下のものであっても、協議の上、 市が行うとしたもの		◎
			◎
事業の変更	市の指示により事業を中止・延期した場合		◎
	指定管理者の責に帰すべき事由による場合	◎	
不可抗力	天災・感染症拡大・施設老朽化等による事業履行不能、施設や設備の修復による経費の増加（注2）	○	◎
施設利用者への損害	施設管理上の瑕疵の他、指定管理者の責に帰すべき事由による場合	◎	
	上記以外の場合		◎
第三者への損害	指定管理者の責に帰すべき事由による場合（不適切な施設管理による騒音、振動等の苦情を含む）	◎	
	上記以外の場合		◎
セキュリティ	瑕疵・不備等による情報漏洩、犯罪発生	◎	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合（期間途中における業務廃止を含む）における事業者の撤収費用	◎	

（注1）消費税改定が実施された場合は、税率に応じて、指定管理料の増減を行うこととします。（詳細は年度協定締結時に別途協議）

（注2）自然災害・感染症拡大・施設老朽化等を起因とする不可抗力発生時（臨時閉館など）において、市は指定管理者に対して自主事業の休業補償は行いません。

5. 賠償責任と保険の加入

(1) 賠償保険

指定管理者は、業務の実施に関し、その責めに帰すべき事由により西宮市又は第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければなりません。また、国家賠償法第1条又は第2条の規定により西宮市が第三者に損害を賠償した場合は、西宮市が求償権を行使する場合があります。

指定管理者は、業務の実施に関し、施設管理上の瑕疵又は業務上の不注意が原因となって施設利用者等第三者に損害を与えた場合に対応するため、現在市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険と同等以上の保険に加入するものとします。

<参考>全国市長会市民総合賠償補償保険

- ア 身体賠償 1名につき1億円、1事故につき10億円
- イ 財物賠償 1事故につき2,000万円
- ウ 免責金額 なし

(2) 傷害保険

指定管理者は、運営上の事故・瑕疵等に対応するため、そのリスクに応じて適切な傷害保険に加入するものとします。

6. 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

※指定期間は議決事項であることから、市議会における指定の議決（令和4年12月予定）を経て、指定管理者として指定を受けた段階で確定します。

※指定期間中であっても、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消すことがあります。

7. 経費の負担

西宮市は、施設の管理運営に要する経費について、予算の範囲内で次のとおり支払います。

(1) 支払い対象となる経費は次のとおりとし、負担額は、指定管理者の候補となった者（以下「指定候補者」という。）の事業計画、収支予算等を基に、市と指定候補者又は指定管理者が協議して決定します。

- ア 人件費
- イ 消耗品等の物品購入費
- ウ 保守点検・維持管理経費（第三者委託に係るものを含む。）
- エ 修繕・工事費（施設・設備・備品等に係るものを含む。）
- オ 通信運搬費（施設のインターネット・電話回線使用料等を含む。）
- カ 利用者アンケート実施等に関する経費
- キ その他の経費

※光熱水費は市が供給業者に対して直接支払いますので、指定管理者には支払いません。

※備品については、協議に基づき、原則として予算の範囲内で西宮市が購入し貸与しますが、指定候補者又は指定管理者が指定管理料により購入することは妨げません。この場合、事前に西宮市と協議することとしますが、緊急を要する場合は事後報告でも可とします。

また、指定管理期間中、当該備品を適正に管理し、指定期間終了時又は指定取消等の場合、当該備品は市に帰属することとします。

※備品は、会計規則第56条に規定する下記要件を満たすものとします。

【要件】

(ア) その性質形状を変えることなく、比較的長期間（おおむね2年以上）にわたり使用に耐えること。

(イ) 評価価額又は取得予定価格（消費税額及び地方消費税額を含む。）が5万円以上であること。

※指定管理者が所有、又はリースする物品（市が支払う指定管理料によって購入・リースした物品をのぞく。）については、その旨を明示しておき、指定期間終了時には指定管理者の負担において撤去してください。

※修繕・工事等の実施により生じた財産・利益は、市に帰属することとします。

※受付業務に必要なパソコン・タブレット・プリンタ等機器類・AED（原則各施設1台）については貸与します。

※インターネット環境及び接続端末（PC等）はありません。指定管理者で用意してください。

※自主事業に係る費用は指定管理料の支払対象外です。

※第三者委託にかかるものを含め、上記経費の明細は公表することがあります。

(2) 市は、収支予算書において提案のあった金額を参考見積もりとして、別途、本市と指定管理者が年度協定で定める額を指定管理料として支払います。

なお、本市が、業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止をする必要が生じたと判断した場合は、できるだけ速やかに指定管理者に通知した上で、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができることとします。この場合において、指定管理料については、年度協定締結前においては、その協議の際定めることとし、年度途中においては、両者協議し決定することとします。

(3) 経費の支払は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として四半期ごとに行うものとし、支払の時期、方法については、別途協定で定めます。

(4) 市が支払う経費は、原則として、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。

(5) 施設使用料・器具使用料・夜間照明施設使用料・冷暖房費用・駐車場使用料は、西宮市の歳入として取り扱いますので、指定管理者の収入や、経費に充てることはできません。

(6) 西宮市が支払う経費の目安となる金額(指定管理料)は、次表のとおりです。

(過去の実績をもとにしています。また、指定管理の仕様は異なっていますので、あくまでも実際の収支計画算出にあたっての参考資料としてお使いください。なお、自主事業に係る経費は含みません。)

<参考> 指定管理料実績額(H30~R3)及び予算額(R4)をもとにした区分別経費一覧

【税込表示(単位:円)】H30年度は、消費税8%。R元年度は、消費税9%。それ以外は10%で計算。

館名	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	合計	年間平均
1 今津・鳴尾・甲武体育館	91,721,000	90,383,000	92,695,000	92,695,000	92,695,000	460,189,000	92,037,800
2 浜甲子園体育館・野球場・テニスコート・多目的G	57,000,000	57,527,000	58,055,000	58,055,000	58,055,000	288,692,000	57,738,400
3 能登運動場、甲子園浜野球場、鳴尾浜臨海野球場・テニスコート、津門野球場	71,000,000	71,660,000	72,314,000	72,314,000	72,314,000	359,602,000	71,920,400
4 塩瀬体育館・野球場・テニスコート、流通東体育館・野球場・テニスコート・多目的G	66,024,000	66,924,000	67,340,000	67,381,000	67,422,000	335,091,000	67,018,200
(中央体育館・野球場・テニスコート・多目的G・陸上競技場、分館・運動場・野球場、北夙川体育館・テニスコート・プール)	126,673,000	127,479,000	128,294,000	128,369,000	128,444,000	639,259,000	127,851,800
合計	412,418,000	413,973,000	418,698,000	418,814,000	418,930,000	2,082,833,000	416,566,600

(注) 上表の数値について、本市は一切の責任を負いません。なお、応募の際は、必要な経費について精査してお見積りください。

8. 申請資格

- (1) 管理の基準等に従い、施設の管理運営を行うことができ、かつ、管理運営に当たっては、法令及び西宮市例規による制約を受け、一定の様式が要求されるとともに、責任、義務等が生じることを了承できる法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。（個人による申請はできません。）
- (2) 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体及び共同事業体名を定めてください。
- (3) 単独で応募した団体は、他の共同事業体の構成員になることはできません。また、複数のグループの構成員となることもできません。
- (4) 当該団体又はその代表者等が次のいずれかに該当する場合は、申請することができません。
（複数の団体が共同で応募する場合は、構成員全てについて、次のいずれかに該当する場合は申請することができません。） また、申請後に該当することとなった場合、将来該当する可能性が高い場合は、選定・指定しない場合があります。
 - ① 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合
 - ② 国税又は地方税を滞納している場合
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に相当するものである場合（指定管理者として指定を受け、若しくは協定を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないものである場合）
 - ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている場合
 - ⑤ 本市の市議会議員が自治法第92条の2に規定する役員等に相当する者である場合（本市の市議会議員が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である場合）
 - ⑥ 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合

9. 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書並びに納税証明書（国税については納税証明書（その3）等未納の税額がないことが分かるもの、地方税については所在地の都道府県民税及び市町村税のもの並びに兵庫県民税及び西宮市税のもの）（いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (4) 法人以外の団体で、個人のみで構成される団体にあつては、代表者の住民票の写し及び印鑑証明書並びに納税証明書（国税については納税証明書（その3）等未納の税額がないことが分かるもの、地方税については住所及び事業所所在地の都道府県民税並びに市町村税のもの）（いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (5) 法人以外の団体で、構成員に法人を含む団体にあつては、各法人構成員の(2)、(3)、(6)の書類及び各個人構成員の(4)に示す住民票の写し等の書類
- (6) 団体の概要（様式は任意ですが、①沿革、②事業概要、③代表者及び役員構成及び氏名、④直近10事業年度のスポーツ施設指定管理者としての事業実績、⑤直近3事業年度の経営・財務の状況（事業報告・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等）
- (7) 施設の管理に係る事業計画書（様式2）・・・施設ごとの明細が分かること
- (8) 施設の管理に係る事業計画書の概要（様式3）
- (9) 施設の管理に係る収支予算書（様式4）・・・施設ごとの明細が分かること
- (10) グループ応募の場合は、共同事業体構成表（様式5）
- (11) 暴力団排除に関する誓約書（様式6）

10. 質疑の受付及び回答・現地見学

(1) 質疑ができる者

指定管理者の申請資格を満たしている者

(2) 質疑の提出方法

「質問書」(様式7)に質疑の要旨を簡潔に記入し、提出書類の提出先まで持参してください。
Eメール、ファクスの場合は、送信後、電話での到達確認をお願いします。

(3) 受付期間

令和4年7月12日(火)から令和4年8月12日(金)まで

(4) 質疑に対する回答

質疑に対しては、原則として市のホームページ上で、随時回答します。

(5) 現地見学

施設の現地見学は、施設利用者や管理業務上支障のない範囲で、原則自由とします。事前に団体名・日時・人数等を担当課にお知らせください。

11. 提出書類の提出期間、提出方法、提出先

(1) 提出期間

令和4年8月29日(月)から令和4年9月9日(金)まで(土日祝をのぞく。)
午前9時から午後5時30分まで(午後0時から午後1時までのぞく。)

(2) 提出方法

持参に限ります。

(3) 提出部数

原本1部と写し10部(A4版、様式3のみA3版、同色ファイル綴じとし、背表紙に「団体名」を記載し、目次・インデックスを付けること)。

また別途、原本のデータ(PDFファイルなど)をEメールで送信またはCD-ROM等記録メディアで提出してください。

※インデックスは「申請書」「定款」「各種証明書」「団体の概要」「経営・財務の状況」「事業計画書」「収支予算書」「共同事業体構成表(該当者のみ)」等

(4) 提出先

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10-3 市役所本庁舎8階

西宮市産業文化局文化スポーツ部 **スポーツ推進課**

E-mail : vo_k_shatai@nishi.or.jp

12. 選定方法

(1) 資格審査

申請書等の提出後、指定予定者の申請資格について、書類審査を行います。

(2) 選定

申請資格を有すると認められた申請者のうち、選考基準に照らし、最も適当と認められる団体を指定候補者として選定します。なお、指定候補者の選定に当たっては、選定を公平かつ適正に行う観点から、別に設置する選定委員会の審査を経ることとします。

(3) その他

- ① 資格審査又は選定に当たり、申請者に対してヒアリングを行い、新たな書類の提出を求めていることがあります。
- ② 選定に当たり、申請者によるプレゼンテーションを実施する予定としています。また、申請者が多数の場合は、プレゼンテーション前に第1次の書類審査を実施する場合があります。なお、プレゼンテーションでは事業計画書など提出された書類を基に行ってください。プレゼンテーション用の資料（概要版）の提出は不要です。
- ③ 審査の結果、適当と認められる団体がない場合は、該当者なしとする場合があります。

13. 選考基準

次の基準に基づき、公平かつ適正に審査し、選考します。審査にあたり、下記の選定基準に基づく採点基準を別表1のとおりとします。

- (1) 事業計画書による施設の運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書による管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 施設において、指定管理者のもとで働く職員の雇用関係や待遇等の労働条件等が適切であること。
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、指定施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

14. 選定結果の通知

指定候補者の選定後、その結果を速やかに申請者に文書で通知します。

15. 指定管理者の指定

指定候補者は、議会の議決（令和4年12月予定）を経て、指定管理者として指定します。

16. 協 定

指定管理者は、西宮市と施設の管理に関する協定等（「基本協定」・「年度協定」・「使用料徴収等事務委託契約書」）を締結します。基本協定の内容は、別紙「基本協定書（案）」を基本とします。

協定等に定める主な事項は、以下のとおりです。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理経費の額及び支払方法に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) モニタリングに関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 施設の管理の業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (7) 施設の管理の業務に関し取得し、又は作成した文書の取扱いに関する事項
- (8) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (9) 災害時における避難所等の開設及び運営に関する事項
- (10) その他西宮市長が必要と認める事項

17. 指定の取消し等

指定管理者が履行した内容が、本市が求める水準を著しく下回ったとき、又は社会的信用を失う等指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないとき、その指定を取消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しません。また、取消しに伴う西宮市に生じた損害について、賠償しなければなりません。

18. 業務の引継ぎについて

- (1) 指定管理業務の開始にあたっての引継ぎ

指定管理者に新たな団体が指定された場合は、業務開始までの期間、業務内容・自主事業等について、現行の指定管理者から引継ぎを行うこととします。なお、引継ぎに係る人件費等の経費は、今回指定管理者に指定された（開始時点の）団体の負担とします。

- (2) 指定期間終了時の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するにあたって、新たな指定管理者が指定された場合は、施設特有の運用方法・業務内容・自主事業等円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供してください。なお、引継ぎに係る人件費等の経費は、今回指定管理者に指定された（終了時点の）団体の負担とします。

19. その他

- (1) 提出された書類等は、一切返却しません。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微な誤記の訂正をのぞく。)
- (3) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 提出された書類等は、西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第2条第2号に規定する公文書に該当し、公開請求の対象となり、同請求があった場合は、原則公開となります。
また、申請があった事実、提出された事業計画書及び選定の結果については、同条例第20条の規定により公表することがあります。
- (5) 申請に関して必要な費用は、すべて申請者の負担とします。
- (6) 申請に当たって市に開示したノウハウ等に関しては、申請者が指定管理者となった後に市が当該ノウハウ等の提供を受ける場合をのぞき、一切対価等を支払いません。
- (7) 施設の指定管理者としての事業は、西宮市の事業所税の賦課対象となる場合があります。
ただし、減免等措置がありますので、詳しくは市の当該税担当部署にご確認ください。

20. 担当課・問い合わせ先

この要項及び施設に関するお問い合わせは、下記まで、電話、又はEメールでお願いします。

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10-3 市役所本庁舎 8階

西宮市産業文化局文化スポーツ部 **スポーツ推進課**

電話：0798-35-3567 FAX：0798-35-4045

E-mail：vo_k_shatai@nishi.or.jp

【参考】

(1) 日程一覧表(予定)

市ホームページ掲載	令和4年(2022年)7月7日(木)から
募集要項の掲載	令和4年7月7日(木)から
質疑の受付	令和4年7月12日(火)から令和4年8月12日(金)まで
質疑回答	令和4年7月19日(火)から随時ホームページ上で公開予定
提出書類提出	令和4年8月29日(月)から令和4年9月9日(金)まで
選定委員会による審査	令和4年9月下旬～10月の間の4日間程度
プレゼンテーション (実施する場合)	上記のうちのいずれか1～3日間
選定結果の通知	令和4年11月
指定管理者の指定	令和4年12月定例市議会
協定の締結	令和5年(2023年)2～3月
業務の開始	令和5年4月1日

(2) 地方自治法(抜粋)

(公の施設)

第二四四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二四四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 略

9 略

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

別表 1

◆運動施設指定管理選定採点基準			
		配点	
定量評価	1. 応募者の経済的安定性（財務状況から点数化する）	20	
	2. 提示された指定管理料（総額）の金額多寡	80	
定性評価 （選定委員による評価）	1. 管理運営に関する基本方針	非常に優れている(5点)/優れている(4点)/ふつう(3点)/やや劣る(2点)/劣る(1点)	
	(1) 運動施設等の管理運営に関する基本理念・方針	5	
	(2) 指定管理者の募集に応募した理由	5	
	(3) 公共性（公益性）の確保について基本的な考え方	5	
	(4) 地域における当該運動施設等の存在意義、あり方について	5	
	(5) スポーツ関係法令及びスポーツ推進に対する考え方	5	
	(6) 情報公開及び個人情報保護の考え方と具体的な措置	5	
	2. 管理運営の実施計画	非常に優れている(15点)/優れている(12点)/ふつう(9点)/やや劣る(6点)/劣る(3点) 非常に優れている(10点)/優れている(8点)/ふつう(6点)/やや劣る(4点)/劣る(2点) 非常に優れている(5点)/優れている(4点)/ふつう(3点)/やや劣る(2点)/劣る(1点)	
	(1) サービスの向上・利用者の増加について		
	①サービス向上策	5	
	②利用者増加策・PR手法	5	
	③迷惑行為の防止策	5	
	④サービス内容の評価方法及びその有効な活用方法	5	
	(2) 管理運営実施計画		
	①維持管理実施計画	5	
	②運営実施計画	5	
	③経費削減に向けた取り組み	5	
	④円滑な業務実施（管理開始）に向けた計画の内容	5	
	(3) 日常の業務執行について		
	①利用者への案内の方法	5	
	②施設設備の点検・保守管理・補修の方法	5	
	③日常の見回りの方法	5	
	④利用者又は近隣からの苦情等に対する対応の方法	5	
	(4) 危機管理・安全管理について		
	①感染症予防対策・事故防止・救急対応策	15	
	②防犯対策・防災対策	5	
	③緊急時の連絡体制	5	
(5) 自主事業について	10		
(6) その他（環境配慮・過去の実績・市内業者優先等地域貢献など）	5		
3. 管理運営の体制	非常に優れている(10点)/優れている(8点)/ふつう(6点)/やや劣る(4点)/劣る(2点)		
(1) 人員配置について	10		
(2) 職員の勤務条件等について	10		
(3) 職員の採用・確保等について	10		
4. 管理に係る収支予算書について	非常に優れている(20点)/優れている(16点)/ふつう(12点)/やや劣る(8点)/劣る(4点)		
(1) 収支計画	20		
(2) 収支内容の妥当性	20		
		合計	
総合点数		300	